

答えは

**A** ④

架空請求は、「振り込み詐欺」の代表的な手口の一つで、身に覚えのない件で一方的にお金を請求し振り込ませるものです。一般的に、「身に覚えがないことは、相手に連絡をして自分で確認してみよう」と考えがちですが、架空請求では「相手に連絡を取る」ことは一番してはいけません。なお、国民生活センターなどは「架空請求事業者名」を公表していますので、参考にしてください。



矢口 イチ

クーリング・オフの方法は

クーリング・オフは必ず書面で通知を行います。(右記載例参照→) クレジット契約をしている場合は、信販会社にも同時に通知します。

※ 「支払った代金がある場合」の例文

☞ 私が支払った代金〇〇円を返金してください。

「商品を受け取っている場合」の例文

☞ 私が受け取った商品を、貴社の費用でお引き取りください。

通知書の作成が終わったら、通知書と宛先のコピーを取り、「特定記録郵便」など、記録の残る方法で送付します。

その他、クーリング・オフ制度についてご不明な点がございましたら、最寄りの消費生活センターまでお問い合わせください。

通知書

私は次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇

契約金額 〇〇〇円

販売業者 〇会社〇営業所 担当〇氏

※ (左例文参照)

平成〇年〇月〇日

高知県〇市〇町〇番地〇

氏名

記載例

消費生活センター便り

【狙われる高齢者】



投資トラブルに関する高齢者からの相談や被害が増加しています。

未公開株や社債をはじめ、最近は「鉱物採掘権」「水資源に関する権利」「CO2排出権」など次々と新種の投資話が出現しています。

その手口は、①A社から勧誘され、②B社から高額で買取りの申し出があり、③A社と取引後B社と連絡が取れなくなる、と言った、いわゆる「劇場型」が増加しています。

投資に関する被害は、一度支払ってしまうと被害の回復が困難です。

あなただけがもうかるような「うまい話」はないので、きっぱり断りましょう。

過去に未公開株等を購入した事がある方は、被害回復をうたって勧誘される事があるので特に注意をして下さい。

知らない業者から勧誘があった場合は、契約前に消費生活センターへ相談しましょう。

また、高齢者の被害を防ぐには、ご家族や地域の方々の見守りが大切です。

自動車の不具合情報をお寄せください！

国土交通省では、迅速なリコールの実施やリコール隠し等の防止のため、「自動車不具合情報ホットライン」を通じて、皆様の車に発生した不具合情報を収集しています。車に不具合が発生した際には、情報をお寄せください。

◆フリーダイヤル0120-744-960(平日・日中) ◆自動音声03-3580-4434(常時) ◆ホームページwww.mlit.go.jp/RJ/

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

☎088-824-0999

相談受付/日～金 9:00～16:45

※日曜日も相談を受け付けています。

休所日/土、祝日、12/29～1/3

●くらしネットkochi編集・発行者

高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL:088-823-9653

FAX:088-823-9879

http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601